

海外農林業情報 No.82

TPP11 協定の署名式開催

3月8日、チリ・サンティアゴにおいて、TPP参加11カ国によるTPP11協定の署名式が行われました。我が国からは、茂木敏充経済財政・再生相が出席しました。協定の正式名称は、「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTPP, Comprehensive and Progressive Agreement for Trans - Pacific Partnership)です。

TPPは、2015年10月に12カ国により大筋合意したものの、米国の離脱表明により「参加国全体のGDPの85%以上を占める6カ国以上の国々の国内手続きの完了」とされていた発効条件がクリアできなくなり、残りの11カ国で発効させるべく交渉が行われてきました。発効条件の変更のほか、それぞれの国と米国との間のみで合意されている関税、サービス、政府調達等を、米国の参加まで凍結するのは当然として、多国間のルールの分野でも各国が米国との交渉でやむを得ず受け入れた知的財産の保護期間、植物製剤のデータ保護期間、政府関連企業の規制等に関して凍結したい意向が各国から示され、これらの項目の絞り込み作業がこれまで行われてきました。昨年11月、ベトナムでの閣僚会議で大筋合意し、20項目の凍結が決まったものの、マレーシアへの国有企業規制の適用、ブルネイの石炭等に関するサービス・投資自由化、ベトナムの労働組合への規制およびカナダの放送サービスについての文化的な例外という4課題が継続協議として残りました。これらも、本年1月22日から23日まで東京において開催された首席交渉官会合において、前二者は凍結することで、また後二者は発効後の取扱いについて各国とその趣旨に関するレターを取り交わすことで決着し、ようやく協定文が最終的に確定しました（前号No.81を参照）。こうして今回の署名式に至ったところです。

協定の本文は全7条という短いものですが、第1条に、2016年2月に作成された元のTPP協定が必要な変更を加えた上で組み込まれ、本協定の一部をなすことが規定されています。第2条には、附属書に掲げる項目を凍結する旨が規定され、凍結される22項目が附属書に列挙されています。凍結項目には農業に直接関係するものではありません。

米国の離脱に伴い、我が国の農業関係者の間では、乳製品の低関税輸入枠の縮小など元のTPP協定の修正を求める声が強かったのですが、修正は行われませんでした。その代わり、「(元の)TPP協定の効力発生が差し迫っている又は効力を生ずる見込みがない場合」(米国の復帰が見込めなくなった場合など)に再び協議をし直すための規定が第6条に置かれました。

協定は今後、「署名国のうち少なくとも6カ国または半数」が国内手続を終えれば発効することになります(第3条1項)。我が国は、2019年の発効を目指し、批准に向けて協定及び関連法案を今国会に提出することとしています。ただ、各国の国内手続が順調に進むかどうかについては、NAFTAとの関係を気にしているカナダ、メキシコをはじめ、アジアの各

国の中にも、あまり先走りたくない様子が見られ、日本の批准のタイミングが大きなポイントになると思われます。

TPP11 は、世界の GDP の 13%、貿易額の 15%をカバーするメガ FTA となります。このほか、昨年 12 月には日 EU・EPA の交渉が妥結しており、今年の夏に署名を目指しています。こちらのほうは、世界の GDP の 28%、貿易額の 37%を占めることとなります。米国をはじめ内向き傾向が世界的に広がりを見せている中であって、我が国は世界の新たな貿易体制づくりで重要な役割を果たしているといえるでしょう。

その米国ですが、トランプ大統領が、本年 1 月のダボス会議で「十分によいものになれば」との条件付きで TPP 復帰を検討する旨を表明し、最近も財務長官が TPP 再交渉に前向きな姿勢を見せたと報じられています。ただ、2 国間交渉を基本とする方針は変えておらず、TPP 復帰に方針転換したとはいえないと思われます。いずれにせよ、我が国は、まずは 11 カ国での早期発効を目指し、再交渉なしで米国の復帰を求める考えのようです。なお、協定には米国の復帰を特別扱いする規定はなく、米国が復帰するには、他の国の新規加入と同様、先に国内手続を経た締約国と協議し合意を得る必要があります。

<参考リンク>

TPP11 協定の署名について (内閣官房 TPP 等政府対策本部 平成 30 年 3 月 9 日)

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html#shomei>

文責：藤岡 典夫

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空(から)メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしております。 E-mail アドレス：deskb@jaicaf.or.jp
メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後 2 週間以内に届かない場合は、お手数ですが 03-5772-7880 (担当：森・西野) までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10-39 赤坂 KSA ビル 3 階